



平成24年7月30日

各位

会社名 株式会社C I J
代表者名 代表取締役社長 堀 信一
(コード番号：4826 東証第一部)
問い合わせ先 経営企画部長 高田 真文
(電話：045-324-0111)

内部統制システム構築の基本方針の改定に関するお知らせ

当社は平成24年7月30日開催の取締役会におきまして、下記のとおり内部統制システム構築の基本方針に一部内容の変更をすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、変更箇所には、下線を引いて表示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 企業理念／経営理念

当社は「情報技術で人と社会にやさしい未来を創造します」を企業理念と定め、下記の経営理念に基づいて企業活動を行う。

- (1) 情報技術でお客様の発展に貢献します
- (2) 世界に認められる技術や魅力ある製品の開発を目指します
- (3) 環境の変化を先取りし、進化し成長します
- (4) 社員の能力発現や自己実現への挑戦を支援します
- (5) 効率的で透明性の高い経営に努めます

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は「文書管理規程」に基づき、取締役の職務の執行に関する文書等の保存、廃棄を行う。

また、これら情報については「通達・通報取扱規則」に基づき報告されるのを原則とするが、機密情報については「インサイダー取引防止規程」「機密情報管理規則」「個人情報保護規程」「契約書取扱規程」等に基づき管理することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は事業の推進に伴って生じ得るすべてのリスクを詳細に把握・分析し、これに備える。
その実施方法については「リスク管理規程」に定める。
- (2) 当面の重要リスクは「内部統制に係る重要リスク一覧」に定め、日常的には代表取締役社長を統括責任者、事業部長を責任者として自部門におけるリスク要因の洗い出し、およびその削除と軽減を図るが、現実に事故として発現した場合は「危機管理委員会」を設置し、全社をあげて対応する。
- (3) 当社は代表取締役社長を委員長に内部統制委員会を設置し、コンプライアンス、財務報告、リスク管理など全社レベルでの内部統制における課題の抽出、解決を策定する機関として位置づける。内部統制委員会は内部統制システム構築の基本方針等、内部統制に係る規程類等の見直しと、内部統制上、必要となる事項について取締役会に付議及び報告を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は経営上の意思決定、執行および監督に係わる経営管理体制を、次のように構築する。

- (1) 取締役会は経営の基本方針、法令・定款等で定められた事項およびその他の基本的事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況の報告と監督を行うために、毎月1回以上開催する。
- (2) 取締役の任期は1年とし経営環境の変化に対応できるようにするとともに、取締役会は社外取締役を含む取締役から構成し、取締役会の公正化と透明性を強める。
- (3) 執行役員制度を導入し、取締役会決定事項以外の重要事項の決定と執行を行わせることで、経営の意

思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、役割・責任の明確化、業務執行の迅速化を図る。

5. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および社員が法令を遵守し、業務を適正に遂行するよう、「役員行動規範」「社員就業規則」の中に関連規定を定める。
- (2) 取締役および社員が、当社内で法令に違反する行為が発生し、またはそのおそれがあることに気がついたときは社内通報するものとし、またその通報者に対し不利益な取り扱いを行わないこととする。詳細については「公益通報者保護規程」に定める。
- (3) 「経理規程」「原価計算規程」等の社内規程、及び会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。
- (4) 取締役および社員は、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

6. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社に対し大幅な経営の自主性を認めているが、取締役・監査役の派遣、毎月1回定期的開催する子会社社長会での業務報告・意見交換および当社内部監査部門による定期的な監査によって、子会社各社の業務の適正化を図る。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役がその必要性を認めた場合は取締役と監査役がその設置について協議する。なお、その人事については取締役と監査役が協議決定する。

8. 取締役および使用人が監査役または監査役会（以下、監査役等という）に報告をするための体制、その他の監査役等への報告に関する体制

取締役および社員は、取締役会、執行役員会および予算会議等において定期的に監査役に対し重要な業務遂行状況を報告する。また、監査役等は会社に損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、遅滞なく当該取締役または社員に説明を求めるほか、関係文書を閲覧し、実態の究明とその対応を勧告する。

9. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、「監査役会規程」に基づく会社の業務および財産の状況の調査および監査方針・計画にもとづく監査職務の遂行にあたり、内部監査部門および当社の会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的かつ実効的な監査を実施する体制を講ずる。

以 上